

エ 地域住民（民生・児童委員、主任児童委員、自治会役員、卒業生、卒業生の保護者等）からの情報提供や通報

地域住民（民生・児童委員、主任児童委員、自治会役員、卒業生、卒業生の保護者）等が、いじめを含む子供の気になる様子を見たり聞いたりした場合には、速やかに学校に通報してもらえようとする。そのために、各構成員の代表が所属している「学校サポートチーム」の定期的な会議や、それぞれの定期的な会合の機会に、「学校いじめ防止基本方針」の内容を説明するなどして連携・協力体制を築く。⇒100・101ページ

⑤ 全校で充実・推進

オ 警察、児童相談所等関係機関からの情報提供

警察・児童相談所等、子供の校外での行動、家庭での状況に関わり、問題の解決に向けて専門的に対応する関係機関には、日常的な情報共有や、「学校サポートチーム」の定期的な会議の機会に、情報の提供を依頼するなどして緊密な連携・協力体制を築く。

特に、いじめが犯罪行為に該当することが疑われる場合などは、「警察と学校との相互連絡制度※18」及び「警視庁と東京都教育庁の連絡会議申合せ事項※19」に基づき、直ちに情報を共有し、連携して対応することができるようにする。⇒102ページ参照

⑤ 全校で充実・推進

カ 児童館、学童クラブ、放課後子供教室職員からの情報提供や通報

放課後における子供（関係小学生）の様子について把握するため、教職員は、児童館、学童クラブ、放課後子供教室を定期的に訪問する。そして、当該施設の職員と日常的に情報を共有し合うとともに、年度初めに「学校いじめ防止基本方針」の内容を説明する。

また、子供の活動の中で、いじめが疑われる場合は直ちに学校に連絡してもらおうよう依頼する。

⑤ 全校で充実・推進（小学校のみ）

※18 警察と学校との相互連絡制度 警察と学校が連携を強化し、子供の健全育成を効果的に推進するため、相互に情報を提供する内容を定めた制度で、平成16年4月に、警視庁と東京都教育委員会が締結し、その後、所轄警察署と区市町村教育委員会が締結

※19 警視庁と東京都教育庁の連絡会議申合せ事項 上記連絡制度の実効性を高めるために、警視庁と東京都教育庁が定期的な連絡会議を開催し、その時点での課題を踏まえた重点連携対策等を明確にしたもの

キ 学校非公式サイト等の監視による情報への対応

東京都教育委員会が関係機関と連携して実施している「学校非公式サイト等の監視※20」や法務局から、インターネットを通じて行われるいじめに関する情報の提供があり、関係する学校が、東京都教育委員会からその情報を受け取った場合は、直ちに該当すると思われる子供の状況を確認するなどしていじめの早期発見に努める。

【いじめ防止対策推進法】

第19条第2項 国及び地方公共団体は、児童等がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうかを監視する関係機関又は関係団体の取組を支援するとともに、インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対処する体制の整備に努めるものとする。

② 法による充実・推進規程

※20 学校非公式サイト等の監視 東京都教育委員会が、関係機関と連携して実施している事業で、インターネット上への不適切な書き込みやいじめ等に関わると想定される書き込みが発見された場合は、その内容について連絡を受ける制度。監視結果については、緊急に対応するものがあるもの、学校ですぐに指導する必要があるものなど、書き込み内容の緊急性に応じて、110番通報や都立学校及び区市町村教育委員会等への情報提供を行う。学校においては、この情報に基づき、子供への指導や保護者への注意喚起を行っている。

(1) 「学校いじめ対策委員会」を核とした対応の徹底

現状と課題

【図表 20】 いじめに対する組織的対応の状況

- 定期的に「学校いじめ対策委員会」を開催し、いじめやいじめの疑いのある事例について情報共有したり、各事例への対応方針を協議したりしている（東京都内全公立学校に対する「実施している」と回答した学校の割合）。

小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合計
99.8%	99.7%	89.0%	92.1%	98.4%

平成 28 年「いじめの認知件数及び対応状況把握のための調査」東京都教育委員会

【図表 21】 いじめへの対応に関する情報共有の状況

- いじめの事案について、児童・生徒の実態や指導の経過等の情報が、定められた様式の「記録ファイル」により、パソコンの共有フォルダに保存されるなど全教職員で共有できるようになっている（東京都内全公立学校に対する「実施している」と回答した学校の割合）。

小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合計
61.8%	73.5%	34.2%	55.6%	62.0%

平成 28 年「いじめの認知件数及び対応状況把握のための調査」東京都教育委員会

- 【図表 20】の調査結果からは、多くの学校で、各いじめの事案について、「学校いじめ対策委員会」が対応方針を協議していることが分かる。
- 【図表 21】の調査からは、記録の保管と情報共有が十分に行われていない実態が見られている。

【いじめ防止対策推進法】

第 23 条第 3 項 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

- 「学校いじめ対策委員会」により認知されたいじめの解決に当たっては、学級担任等が一人で抱え込んで対応することなく、学校が組織として対応することが強く求められている。
- いじめの解消に向けての対応の経過については、学校で定められた方法で記録を残し、全ての教職員が確認できるようにしておくことが大切である。

具体的な取組

ア 教職員からの報告を受けての対応方針の決定

教職員から報告を受けて「学校いじめ対策委員会」が認知したいじめに対しては、この対策委員会が具体的な対応の在り方等について協議し、校長が決定する。

「学校いじめ対策委員会」は、被害の子供が感じている心身の苦痛の程度や、加害の子供が行ったいじめの行為の重大性等に鑑み、状況を多面的に検証しながら協議を行い、対応方針を決定する。

教職員は、協議結果を踏まえて、組織的にいじめの解消に向けた対応を行う。

なお、行為の軽重や緊急性によっては、学級担任等がその場で対応したり、直接校長の指示の下に対応したりすることも想定される。その場合は、必ず事後に「学校いじめ対策委員会」に報告する。

④ 全校で実施

イ 対応経過と改善の進捗状況の確認、対応者への助言

「学校いじめ対策委員会」の決定した方針に基づき、学級担任等が、いじめの事例について子供や保護者等に対応を行った場合は、その経過や改善の進捗状況等について、逐一「学校いじめ対策委員会」に報告し、次の対応等について助言を受ける。

報告は、状況に応じて、「学校いじめ対策委員会」の会議を招集する、パソコンの共有フォルダにデータを保存するなど、効率的な方法で行うことができるようにする。

また、「学校いじめ対策委員会」は、対応する教員の経験年数等を考慮して、きめ細かな助言を行うとともに、若手教員と学年主任と一緒に子供からの聴き取りや子供への指導に当たるなど、複数での対応に心掛ける。

特に、学級担任等が、被害の子供や加害の子供の保護者に対して、いじめの事実、学校としての対応方針、対応の経過等を伝える際には、学校への信頼が失われることなく理解と協力が得られるようにする。そのために、「学校いじめ対策委員会」が、事前に十分な助言を行うとともに、必要に応じて複数の教職員で対応を行う。

④ 全校で実施

ウ 対応記録のファイリング

いじめ問題の対応経過については、全ての事例について、「学校いじめ対策委員会」が定めた共通の様式等に従って記録を残し、全ての教職員が確認できる方法で保管する。

被害の子供や加害の子供の保護者等に、学校としての対応経過を正確に説明できるようにする。その際の記録は、「いつ、どこで、だれが、誰に対して、どのように対応したか、子供はどのように話したか」など、いわゆる5W1Hが明確になるような様式を定める。

④ 全校で実施

エ 解消の確認

いじめへの対応に当たっては、「仲直りした。」「謝罪が済んだ。」「楽しそうに会話する姿が見られるようになった。」など、表面的かつ安易な判断により、いじめが解消したとして、被害の子供への対応を終えてしまうことがあってはならない。当該の子供の様子や心情を確実に把握し、安心して生活を送ることができるようになるまで支援を継続する。

なお、いじめが解消されたかどうかについては、教職員個人が行うのではなく、少なくとも、以下に示す2つの条件が満たされていることを含め、「学校いじめ対策委員会」が子供の状況等を総合的に検討した上で、校長が判断する。

【いじめ防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文科科学大臣決定）の改訂について】
（いじめ防止対策協議会資料 文部科学省 平成29年2月7日）

（4）学校におけるいじめの防止等に関する措置 iii）いじめに対する措置

① いじめに係る行為の解消

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

② 被害者が心身の苦痛を受けていないこと

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害者がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害者本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

また、いじめが解消されたと判断した場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、被害の子供や加害の子供を注意深く観察するなど、対応を継続する。

④ 全校で実施

(2) 被害の子供が感じる心身の苦痛の程度に応じた対応例

現状と課題

【図表 22】被害の子供の相談状況

■ 学級担任に相談

(東京都公立学校におけるいじめの認知件数全体に対する、該当件数の割合[複数回答])

小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合計
77.5%	79.2%	69.6%	81.8%	78.2%

平成 27 年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」文部科学省

- 【図表 22】の調査結果から、被害の子供の支援に当たっては、学級担任が果たす役割が極めて大きいことを、改めて確認することができる。
- 学校は、いじめへの解消に向けて、被害の子供が感じている心身の苦痛の程度に応じて、子供の心情に寄り添い、組織的に対応することが重要である。

【いじめ防止対策推進法】

第 23 条第 3 項 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

- 学級担任が、いじめへの対応を一人で抱え込むことのないようにするためには、「学校いじめ対策委員会」が、方針を協議、決定する。また、同委員会のメンバーが、随時学級担任に助言しながら、組織的対応を行うようにすることが欠かせない。

具体的な取組

ア 一時的に不快を感じる場合、けががない場合等の対応例

イ 継続的な不快や不安を感じる場合、保健室で処置する程度のけがを負った場合の対応例

ウ 登校や教室への入室を渋る様子が見られる場合、医療機関 1 回で治療を受ける程度のけがを負った場合の対応例

それぞれの類型に応じて、被害の子供の心情に寄り添って適切に対応し、安心して学校に通えるようになるまで、確実に支援を行う(参照: 54 ページ)。

保護者に対しては、たとえどんなに軽微な事例でも、被害の子供が心身の苦痛を受けたと思われる事案については、必ず連絡をし、学校としての対応方針、対応経過等を丁寧に伝える。

(3) 加害の子供の行為の重大性の程度に応じた指導例

現状と課題

【図表 23】加害の子供への特別な対応

■ 別室指導

(東京都公立学校におけるいじめの認知件数全体に対する、該当件数の割合[複数回答])

小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合計
34.4%	46.9%	60.9%	81.8%	40.0%

平成 27 年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」文部科学省

- 【図表 23】の調査結果からは、加害の子供への指導に当たって、場合によっては別室指導を行っている学校が多くなってきていることが示されている。
- いじめの行為に対しては、加害の子供が意図せずに行った言動、衝動的に行った言動、故意で行った言動などの加害の子供の自覚性や、暴力の有無など、類型に応じて適切な指導を行い、これらの行為をやめさせることが必要である(参照: 54 ページ)。
- 加害の子供の指導についても、学級担任が一人で抱え込むことのないよう、「学校いじめ対策委員会」が適切に機能することが大切である。

具体的な取組

ア 好意で行った言動に対する指導例

イ 意図せずに行った言動への指導例

ウ 衝動的に行った暴力を伴わない言動への指導例

エ 衝動的に行った暴力を伴う言動への指導例

オ 故意で行った暴力を伴わない言動への指導例

カ 故意で行った暴力を伴う言動への指導例

キ いじめに該当する行為が、集団で行われている場合や、継続的に行われている場合等の指導例

それぞれの類型に応じて、加害の子供の行った行為が相手の心身に苦痛を与えていること、その行為がいじめに該当することを理解させ、同様の行為を行うことのないよう、適切に指導する(参照: 54 ページ)。

加害の子供への指導とその保護者への説明に当たっては、いじめは絶対に許されない行為であるとの認識を前提としながら、好意で行った言動や意図せずに行った言動が、結果的にいじめに該当する場合などには、一律に厳しい指導に終始することのないよう配慮する。

具体的な取組

未然防止

早期発見

早期対応

重大事態への対応

◎ いじめの程度に応じた対応（例）

- 以下に示す対応は、あくまでも例であり、被害や加害の子供の状況、保護者の意向等に応じて、個別に判断する。
- 下記にかかわらず、事案によっては、重大性や緊急性等に配慮して、行為を確認した時点で教員が即対応し、事後に報告するなどの例外もあり得る。

□：被害の子供への対応例 ■：加害の子供への対応例

			加害の子供の行為の重大性の程度			
			低		高	
			好意で行った言動	意図せずに行った言動	衝動的に行った言動	故意で行った言動
被害の子供が感じる心身の苦痛の程度	精神的な状況	暴力を伴う場合	暴力を伴わない	暴力を伴う	暴力を伴わない	暴力を伴う
	一時的な不快感・落ち込み	けがなし	□ 心のケア、保護者への連絡 ■ 絶対に使っていない言葉への指導 □ ■ 経過観察、定期的な声掛け	□ 心のケア、SCの面接、保護者への連絡 ■ 暴力は絶対に許されないことについて指導、相手への謝罪指導、保護者への連絡	□ 経緯の聞き取り、心のケア、SCの面接、何かあつたらすぐに相談するよう助言、保護者への連絡 ■ 経緯の聞き取り、行為への指導、保護者への連絡	□ 経緯の聞き取り、心のケア、SCの面接、何かあつたらすぐに相談するよう助言、保護者への連絡 ■ 経緯の聞き取り、反省を促すための別室指導、保護者への連絡 □ ■ 学校サポートチーム会議の開催
	継続的な不快感・落ち込み	保健室で処置する程度のけが	□ 家庭訪問、保護者との連携、SCの面接 ■ 絶対に使っていない言葉への指導、相手への謝罪指導、保護者への連絡	□ 家庭訪問、保護者との連携、SCによる恐怖感の解消 ■ 怒りの対処法指導、保護者との連携	□ 家庭訪問、保護者への毎日の連絡、SCとの継続的な面接 ■ 複数の教員による指導、監督 □ ■ 複数の教員による経過観察	□ 学校が守り抜くことを伝える、毎日の状況確認 ■ 警察や児童相談所等との連携による厳しい指導 □ ■ PTAとの連携、地域住民との連携
	登校渋り	医療機関で1回治療する程度のけが	□ 家庭訪問、個人面談 ■ 相手の状況に応じた親切の在り方の指導、保護者への連絡	□ SSW、家庭と子供の支援員活用 ■ 相手への謝罪指導、保護者への連絡	□ SSW、家庭と子供の支援員活用 ■ 医療、福祉期間等との連携	□ SSW、家庭と子供の支援員の活用、医療・福祉機関等との連携 □ ■ 学校サポートチーム会議の開催
重大事態	不登校	通院が必要なけが	□ ■ いじめ防止対策推進法第28条及び第30条に基づく調査 □ ■ 状況に応じた組織的かつ適切な対応による問題の解決 □ ■ 再発防止策の策定、実施 ※ 重大事態かどうかの判断は、加害の子供の行為の重大性の程度によることなく、法第28条の規定に基づき、被害の子供が感じる心身の苦痛の程度や不登校の状況、被害の子供や保護者の訴え等を考慮し、学校と所管教育委員会で適切に行う。			
	入院・ひきこもり	入院が必要なけが				
	自殺企図	後遺症が残るけが				

※ SC：スクールカウンセラー SSW：スクールソーシャルワーカー

③ 法による必要がある場合の実施規定

(4) 重大事態につながらないようにするための対応

現状と課題

【図表 24】 重大事態につながりかねない「いじめの態様」

(東京都内全公立学校で認知されたいじめのうち、重大事態につながりかねない「態様」に該当する件数及び割合 複数回答)

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合計
ひどくぶつかられたり、遊ぶふりをし て叩かれたり、蹴られたりする。	182 件 (5.1)	109 件 (4.0%)	6 件 (13.0%)	1 件 (9.1%)	298 件 (4.7%)
金品をたかられる。	15 件 (0.4%)	37 件 (1.4%)	0 件 (0.0%)	0 件 (0.0%)	52 件 (0.8%)
金品を隠されたり、盗まれたり、壊さ れたり、捨てられたりする。	181 件 (5.1%)	174 件 (6.5%)	4 件 (8.7%)	1 件 (9.1%)	360 件 (5.7%)
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なこ とをされたり、させられたりする。	207 件 (5.8%)	145 件 (5.4%)	7 件 (15.2%)	3 件 (27.3%)	362 件 (5.7%)

平成 27 年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」文部科学省

【図表 25】 いじめを受けている時、受けていた時にどう思ったか。

(いじめられた経験があると回答した子供たちのうち、以下の回答をした子供の割合)

学校に行きたくないと思った。	28.1%
死にたいくらいつらかった。	8.5%
眠れなかった。	5.3%
体調不良になった。	6.0%

平成 24・25 年度「いじめ問題に関する 9,400 人を対象としたアンケート」東京都教育委員会

- 【図表 24】の調査結果から、認知されたいじめのうち、重大事態につながりかねないと推測される「いじめの態様」が、毎年度、一定の割合で報告されている。これらのいじめは、いずれも犯罪に該当する場合がある行為であり、決してあってはならない事案である。学校は、いじめの初期段階での発見、対応を徹底させることにより、これらの行為を起こさせないことが不可欠である。
- 【図表 25】は、過去にいじめを受けたことがあると回答した子供たちに、当時の気持ちを尋ねた調査の結果である。
- 上記の結果は、教職員が考えている以上に、いじめを受けた子供が、深刻な打撃を受けていることを推測させるものとなっている。加害の子供が行った行為の外形力の大きさにとらわれず、被害の子供の心身の苦痛に寄り添って、いじめの解決に全力を尽くすことが求められている。
- いじめは、どの学校でもどの子供にも起こり得るとの認識に立って、学校はいじめの早期発見、早期対応に努める。このことにより、「いじめ防止対策推進法」第 28 条第 1 項に規定される「重大事態」(参照: 63 ページ)に至ることなく、いじめ問題の解決を図ることが重要である。

ア 被害の子供の安全確保と不安解消

いじめを受けている子供が、学校が対応を始めたことにより、その後は被害を受けずに済むようにする。特に、暴力を伴ういじめを受けていた場合は、授業中や休み時間に、複数の教職員が目を離さずに観察を行ったり、子供や保護者の意向を踏まえ、必要に応じて、登下校時に教職員等が付き添ったりして、確実に安全を確保する。

加害の子供が、教職員がいじめへの対応を行っていると感じたことにより、暴力などの行為をエスカレートさせることもあることに留意し、被害の子供に寄り添い、教職員全体で断固として、被害の子供を守り抜く姿勢を明確にする。

また、いじめを受けたことによる心理的ストレスや不安を解消するため、保護者との共通理解の下に、スクールカウンセラーとの面談等により、心のケアを行う。

なお、暴力を伴わないいじめについては、被害の子供が感じている精神的苦痛に応じて対応を行う。その際、加害の子供の行為が、必ずしも重大性が高いとは限らないことに配慮し、加害の子供に対して、一律に厳格な指導を行うような一面的な対応に終わることのないようにする。

④ 全校で実施

イ 加害の子供に対する組織的・計画的な指導及び観察

暴力を伴ういじめや重大性の高いいじめについては、加害の子供に対して、いじめをやめさせ再発を防止するため、「学校いじめ対策委員会」が、長期的な視点からの対応方針を定め、教職員による単発的な指導にとどまらない組織的・継続的な指導を行う。

その際、状況に応じて、スクールカウンセラーが加害の子供の話を聴き、発達の課題や家庭の環境等を含め、いじめの行為を行う背景に配慮しながら、指導の充実を図る。

また、加害の子供の保護者と連携して、家庭での指導を依頼する。保護者が、自分の子供の指導に悩んだり、指導することが困難になったりしている場合などには、保護者に対して、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが、心理的な面や福祉的な面からの支援を行う。

なお、暴力を伴わない言動や重大性の低い行為に対して、被害の子供が精神的な苦痛を感じている場合は、加害の子供に、相手が苦痛を感じていることを理解させた上で、適切な相手との関わり方について考えさせるなど、行為の内容や状況を踏まえた指導を行う。

その際、加害の子供の保護者には、学校に対して不信感を生じさせないように、事前に指導方針を丁寧に説明するなどして、十分に理解を得る。

④ 全校で実施

ウ 被害及び加害の子供の保護者の理解に基づく対応

いじめが、力の強い者から弱い者への一方的な行為に限定されないことや、過去に被害と加害の子供が逆の状況があったことなどから、被害の子供の保護者と加害の子供の保護者の思いにずれが生じ、スムーズな対応に至らないことがある。これを避けるため、学校は、子供への対応に先立って、両保護者に対して「学校いじめ防止基本方針」の趣旨を丁寧に説明するとともに、互いに安心して学校生活を送ることができるようにすることを目指して、組織的に対応していくことについて理解を得る。

その際、加害の子供や保護者が、被害の子供や保護者に表面的に謝罪して、解決を図らせるような一面的な対応をしない。可能な限り、学級担任や「学校いじめ対策委員会」のメンバーである教職員と双方の保護者が、正確な事実に基づき、互いの子供にとって最良の解決方法を協議するなどの機会を早期に設定することが重要である。

【いじめ防止対策推進法】

第 23 条第 5 項 学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

① 法による義務規定

エ いじめ対策保護者会、PTA 役員会、学校運営協議会（コミュニティスクール委員会）、「学校サポートチーム」会議等の開催、支援の依頼

いじめ問題の解決に向けて、保護者との連携・協力体制を築くため、早期にいじめ対策保護者会を開催し、可能な限り、学級等のいじめの現状を説明する。また、いじめの重篤化を防止するため、学級や学年の子供が保護者との話し合いを通して、いじめを自分たちの問題として受け止めることができるように依頼する。

PTA 役員や地域住民等が被害・加害の子供の保護者に働き掛けることが効果的な場合には、PTA 役員を招集したり、学校運営協議会（コミュニティスクール委員会）を開催したりして、協力を依頼する。

さらに、被害の子供や加害の子供に対して、専門的な支援や指導が必要な場合は、速やかに「学校サポートチーム」の臨時会議を開催し、対応策を協議する。会議の運営に当たっては、個々の子供に対して、どの機関がどのように支援したり指導したりしていくか、具体的な方策を決定できるようにする。

③ 必要に応じて実施・例示

オ 地域住民（民生・児童委員、主任児童委員、自治会役員、卒業生、卒業生の保護者等）による声掛け、見守り等

社会全体でいじめ問題の解決を図る視点から、必要に応じて、民生・児童委員、主任児童委員、自治会役員、卒業生、卒業生の保護者など、広く地域住民と情報を共有するとともに、登下校時の子供の見守りなどを依頼する。

こうした取組を通して、子供たちが、多くの地域の大人に見守られていることを実感することにより、安心感をもって生活できるようにする。また、いじめなどの反社会的な行為をしてはいけないという意識をもてるように指導する。

⑧ 必要に応じて実施・例示

カ 警察、児童相談所等の関係機関と連携した対応

暴力を伴ういじめなど、犯罪行為として取り扱われるべきであると考えられる事例については、教職員が、所轄警察署や児童相談所等と適切に連携し、加害の子供に対して、毅然とした態度で指導を行う。⇒104ページ

特に、学校で指導を行っているにもかかわらず、加害の子供の反省が見られない場合など、被害の子供の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあると考えられる事例については、ためらうことなく直ちに、所轄警察署に通報し、援助を求める。

なお、学校は、日常から、いじめの行為を含めどのような行為が確認された場合に、警察や児童相談所に通報するか、基準を明確にしておき、被害が拡大する前に、適切な対応が行われるようにする。

【いじめ防止対策推進法】

第23条第6項 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

③ 法による必要がある場合の実施規定

キ 児童館、学童クラブ、放課後子供教室職員による声掛け、見守り等

小学校において、被害の子供や加害の子供が、児童館に通っていたり、学童クラブや放課後子供教室に在籍したりしている場合には、それぞれの組織の職員に、学校で確認したいじめの実態を伝え、該当する子供の様子を見守りを依頼する。

子供に気になる様子が見られた場合は、当該組織の職員が、声掛けをしたり、学校の教職員に報告したりして、複層的に被害の子供を守り抜く体制を構築する。

⑧ 必要に応じて実施・例示

ク インターネットを通じて行われるいじめへの対応

インターネットを通じて、^{ひぼう}誹謗中傷などが行われていることが確認された場合は、^{ひぼう}誹謗中傷された子供が、その事実に気付いているか否かにかかわらず、書き込みを行った子供に対して直ちに指導を行い、被害の子供の保護者と連携して、通信の手段に応じて、その内容の拡散防止と削除の徹底を図る。

同時に、被害の子供の心のケアを行うとともに、当該の子供の意向を踏まえて、保護者と十分に連携しながら、加害の子供との関わりの修復等を支援する。

特に、SNSを通じて行われているいじめに該当する行為が明らかになった場合は、グループの子供全員に対して、不適切な通信内容について指導するとともに、被害の子供の精神的苦痛を理解させ、どのように関係を修復するかなどを話し合わせたり、助言したりする。

【いじめ防止対策推進法】

第19条第1項 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行うものとする。

第3項 インターネットを通じていじめが行われた場合において、当該いじめを受けた児童等又はその保護者は、当該いじめに係る情報の削除を求め、又は発信者情報（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成十三年法律第百三十七号）第四条第一項に規定する発信者情報をいう。）の開示を請求しようとするときは、必要に応じて、法務局又は地方法務局の協力を求めることができる。

① 法による義務規定

● インターネットを通じて行われるいじめへの対応の視点と具体例

● 以下の示す視点には、「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」の視点が、包括されている。

	インターネットを通じて行われるいじめへの対応の視点	具体例	留意事項
1	インターネットを通じて行われるいじめの実態と特徴の理解	<ul style="list-style-type: none"> ○ インターネットを通じて行われるコミュニケーションは、情報モラルが身に付いていないと、いじめの気持ちがなくても、いじめになってしまうことがあることに留意する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ インターネットを通じたいじめは、広がるスピードが速いこと、24時間発生すること、広がりが多いことなどの特徴があることを理解させる。
2	インターネットを通じて行われるいじめの実態と特徴の理解	<ul style="list-style-type: none"> ○ かつては、いじめが家の中で発生するということはなかったが、インターネットによって、学校が休みの日や、夜までいじめが起り得ることに留意する。 ○ SNS等は、仲間同士で通信しているため、いじめが行われていても、大人はなかなか見抜けない。子供は、仲間を失いたくないという意識が強いので、大人に相談することは難しい現実があることを理解して対応する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ SNS等によるいじめは、いじめている側が、あまり悪いことをしていると思っていないことが問題であり、周囲に気を遣ってやむを得ず参加している子供に思いが至らないことが多いことを理解させる。
3	情報モラルの指導	<ul style="list-style-type: none"> ○ 今の子供たちが、ICTの時代に生きていることを踏まえ、インターネット等のメリットやデメリットについて、早いうちから指導していくとともに、保護者への啓発を図る。 ○ 子供が、被害者にも加害者にもならないよう、情報モラルについて、できるだけ早くから指導していく。使わせないという指導ではなく、メリットを教える。 ○ インターネットが特別なのではなく、人のいやがることを言ったり書いたりしないこと、自分が書いた内容について、迷惑に感じたり、いやな思いをする人がいないか考えてから相手に送ることなど、自分の言葉に責任をもたせる指導を徹底する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 発達段階に応じて、小学校低学年段階から高等学校段階に至るまで、計画的に情報モラルに関する指導を行う。

(5) 所管教育委員会への報告及び所管教育委員会による支援

現状と課題

【図表 26】 いじめられた子供への特別な対応

■ 当該いじめについて、教育委員会と連携して対応した件数の割合

(東京都公立学校で認知されたいじめの件数全体に対する該当する件数と割合)

小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合計
8.7%	6.3%	8.7%	0.0%	7.7%

平成 27 年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」文部科学省

- 【図表 26】の調査結果からは、いじめられた子供に対して学校が教育委員会と連携して対応した事案は、一部にとどまっていることが分かる。
- いじめ防止対策推進法では、学校において、子供がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、事実確認を行うとともに、その結果を所管教育委員会に報告することが義務付けられている。

【いじめ防止対策推進法】

第 23 条第 1 項 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

第 2 項 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

- また、上記により報告を受けた教育委員会は、学校に対して、必要な支援を行った、必要な措置を講ずることを指示したり、必要な調査を行うことが規定されている。

【いじめ防止対策推進法】

第 24 条 学校の設置者は、前条第二項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、その設置する学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする。

- いじめには、様々な態様や類型があることから、必ずしも教育委員会と連携して対応した件数が多いことを求めるものではない。しかしながら、いじめ防止対策推進法の趣旨の一つは、学校、教育委員会、地方公共団体の長による重層的な責任体制を構築することにある。これを踏まえ、学校は、教育委員会と緊密な連携により、いじめ問題の解決を図ろうとする意識をもつことが大切である。

具体的な取組

ア 重大性、緊急性に応じたいじめ認知時の報告

いじめ防止対策推進法では、学校において、子供がいじめを受けていると思われるときは、速やかに事実を確認するとともに、その結果を所管教育委員会に報告することが義務付けられている。

学校は、所管教育委員会が定めた様式や方法に従い、いじめの発生を迅速に報告しなければならない。

一方で、「いじめ」の定義は、極めて広範であることから、子供の日常の中で生じる全てのいじめについて、詳細な実態や対応経過を報告していくことは、現実的に困難であると推測される。報告のための文書作成に時間がとられることにより、軽微ないじめの認知を妨げるようなことがあっては本末転倒である。

学校と教育委員会との間で、いじめの重大性や緊急性の度合いに応じて、例えば、件数のみを表に記入して報告する様式と、個人名を含めたいじめの状況や対応経過を報告する様式とを使い分けるなどの工夫もあり得る。

学校として、どんな軽微ないじめも見逃さずに認知し対応することと、必要に応じて、教育委員会に支援を求めることができるよう適切に報告することを、両立させることが大切である。

① 法による義務規定

イ 重大性・緊急性に応じた教育委員会からの支援

学校は、被害の子供の受けた心身の苦痛の状況、加害の子供の行為の重大性、いじめに至ったと思われる背景、それぞれの保護者の認識等に鑑み、教育委員会に助言を求めたり、心理職、スクールソーシャルワーカー等福祉分野の専門家、指導主事等の派遣による支援を要請したりして、いじめの被害が深刻化することを防止する。

また、所管教育委員会からも、学校に対し、人材の派遣等について積極的に指導・助言を行う。

③ 法による必要がある場合の実施規定

(1) 重大事態発生時の判断

現状と課題

- 学校の組織的対応にもかかわらず、重大事態に至ってしまう事例が起こり得る。重大事態の発生が確認された時点で、「いじめ防止対策推進法」の規定により、当該事態の対処に係る責任は、学校のみならず、所管教育委員会や地方公共団体の長にまで及ぶことを十分に理解することが必要である。特に、学校の管理職は、迅速かつ正確に、事態発生の経緯を教育委員会に報告しなければならない。
- そのためには、全ての教職員が、日頃から、法に規定されている「重大事態」の定義を正しく理解していることが求められる。その上で、万が一、重大事態が発生した場合には、教職員が一丸となって、事実を明らかにしようとする意識を共有するとともに、問題解決のために全力を尽くして対処に当たることが必要である。

【いじめ防止対策推進法】

- 第 28 条第 1 項 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。
- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

【いじめの防止等のための基本的な方針（平成 25 年 10 月 11 日 文部科学大臣決定）より】

一 に該当する事案について

- 例えば ○ 児童生徒が自殺を企図した場合 ○ 身体に重大な傷害を負った場合
○ 金品等に重大な被害を被った場合 ○ 精神性の疾患を発症した場合 など

二 に該当する事案について

不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目途とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

一・二 に共通すること

また、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で、学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。

ア 教職員による「重大事態」の定義の確実な理解

年間3回以上実施するいじめに関する校内研修のうち、**1回以上**、全教職員で、いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定されている「重大事態」の定義と、この定義の解釈を示している「いじめの防止等のための基本的な方針」の内容を確認し、理解を深める。

法第28条第1項の第1号に規定する「心身又は財産への重大な被害」については、下記に示す事例を参考に、いじめの行為に係る外形力の大きさや重大性の程度のみならず、いじめの行為を受けたことにより生じた被害の子供の具体的状況に加えて、精神的苦痛の大きさ（不登校の状況を含む。）に鑑み、適切に判断する。

同第二号に規定するいわゆる「不登校重大事態」については、少しでもいじめが疑われる状況があつて不登校に至った場合は、要因がほかにも考えられるとしても、重大事態の発生と捉えることが必要である。

また、子供や保護者から申立てがあつた場合は、必ず重大事態が発生したものととして、報告・調査に当たることを、共通理解しておく。

調査の結果、いじめに該当する行為が確認されないこともあり得るが、調査をしないうちから、「いじめの結果ではない」などの結論を出すことは絶対にあつてはならない。

【いじめ防止対策協議会資料 文部科学省 平成29年2月7日】

- ① 児童生徒が自殺を企図した場合
 - 軽傷で済んだものの、自殺を企図した。
- ② 心身に重大な被害を負った場合
 - リストカットなどの自傷行為を行った。 ○ 暴行を受け、骨折した。
 - 投げ飛ばされ脳震盪となった。 ○ 殴られて歯が折れた。
 - カッターで刺されそうになったが、とっさにバッグを盾にしたため刺されなかった。
 - 心的外傷後ストレス障害と診断された。 ○ 嘔吐や腹痛などの心因性の身体反応が続く。
 - 多くの生徒の前でズボンと下着を脱がされ裸にされた。
 - わいせつな画像や顔写真を加工した画像をインターネット上で拡散された。
- ③ 金品等に重大な被害を被った場合
 - 複数の生徒から金品を強要され、総額1万円を渡した。 ○ スマートフォンを水に浸けられ壊された。
- ④ いじめにより転学等を余儀なくされた場合
 - 欠席が続く（重大事態の目安である30日には達していない）当該校へは復帰ができないと判断し、転学（退学等も含む）した。

① 法による義務規定

イ 所管教育委員会と校長の協議による迅速な重大事態発生時の判断

重大事態に係る対応は、学校の設置者である教育委員会と学校の密接な連携・協力の下に行う必要がある。このことから、校長が重大事態の発生か否かの判断に迷う時などは、教育委員会と協議の上、迅速かつ適切に判断する。

その際、校長は、これまで確認されている事実経過等の詳細について、教育委員会に情報を提供する。

① 法による義務規定

ウ 重大事態発生への報告

重大事態の発生が確認された場合、学校は、いじめ防止対策推進法第30条第1項の規定に基づき、電話等で、直ちに所管教育委員会に、重大事態の発生を報告する。

その上で、数日以内に改めて、文書にて、教育委員会教育長宛てに、重大事態発生経緯を報告する（この時点では、いじめの有無等について確認できていなくてもよい。）。

この報告書の作成に当たって、所管教育委員会は、事前に管下の学校に対して、様式を示しておき、学校は、同様式に従って作成するものとする。その際、いわゆる5W1Hを明確にして事実のみを簡潔に記載し、推測や主観を記載しない（被害の子供の保護者等に開示することが想定される文書であることを念頭に置く。）。

なお、当該文書を受理した教育長は、この文書等により、教育委員会会議において、重大事態の発生を報告するとともに、速やかに、当該文書を写しとして添付した文書を、地方公共団体の長に提出する（教育長から教育委員への報告、地方公共団体の長への報告の在り方については、第一報と文書報告の2段階で行うなど、地方公共団体ごとに、基準を定めておくことが望ましい。）。

【いじめ防止対策推進法】

第30条第1項 地方公共団体が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

① 法による義務規定